

県議会議員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の定数等に関する条例（平成14年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(議員の定数)			(議員の定数)		
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定により、県議会の議員の定数は、 <u>51人</u> とする。			第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定により、県議会の議員の定数は、 <u>48人</u> とする。		
(選挙区及び各選挙区の定数)			(選挙区及び各選挙区の定数)		
第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項から第3項まで、第4項前段及び第8項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。			第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項から第4項まで及び第8項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。		
選挙区		議員数	選挙区		議員数
名称	区域		名称	区域	
盛岡	盛岡市	10人	盛岡	盛岡市	10人
宮古	宮古市	2人	宮古	宮古市	2人
大船渡	大船渡市	<u>2人</u>	大船渡	大船渡市	<u>1人</u>
水沢	水沢市	<u>2人</u>			
花巻	花巻市	<u>3人</u>	花巻	花巻市	<u>4人</u>
	和賀郡東和町				
北上	北上市	4人	北上	北上市	4人
	和賀郡西和賀町			和賀郡	
久慈	久慈市	2人	久慈	久慈市	2人
	九戸郡野田村			九戸郡野田村	
遠野	遠野市	1人	遠野	遠野市	1人
	上閉伊郡宮守村				
一関	一関市	<u>3人</u>	一関	一関市	<u>5人</u>
	西磐井郡			西磐井郡	
				東磐井郡	
陸前高田	陸前高田市	1人	陸前高田	陸前高田市	1人
	気仙郡			気仙郡	
釜石	釜石市	2人	釜石	釜石市	2人
	上閉伊郡大・町			上閉伊郡	
江刺	江刺市	<u>1人</u>			
二戸第一	二戸市	<u>1人</u>	二戸	二戸市	<u>2人</u>
				二戸郡	
			八幡平	八幡平市	<u>2人</u>
				岩手郡・巻町	

岩手	岩手郡	5人	奥州	岩手郡岩手町	5人
				奥州市	
				胆沢郡	
紫波	紫波郡	2人	岩手	岩手郡雫石町	3人
稗貫	稗貫郡	1人		岩手郡滝沢村	
胆沢	胆沢郡	2人	紫波	紫波郡	2人
東磐井	東磐井郡	2人			
下閉伊	下閉伊郡	2人	下閉伊	下閉伊郡	1人
九戸	九戸郡軽米町	2人	九戸	九戸郡軽米町	1人
	九戸郡洋野町			九戸郡九戸村	
	九戸郡山形村			九戸郡洋野町	
	九戸郡九戸村				
二戸第二	二戸郡	1人			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成19年4月30日から施行する。
- 2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、この条例の施行の際現に議員の職にある者について、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。
- 3 県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成17年岩手県条例第2号）は、廃止する。

理由

ひっ迫する県財政の状況等を踏まえ、行財政改革の一環として県議会議員の総定数を削減するとともに、市町村の合併等に伴い、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改正しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。